

知財専門家が貴社へ伺います

知財総合支援窓口では、中小企業や個人事業主の皆様の知的財産に関する課題を解決するため、必要に応じて知財専門家が貴社を訪問し、指導・助言します。



**相談無料
秘密厳守**

1回当たり2時間程度を目安とし原則5回まで。企業の負担はございません。

訪問対象企業

- ① 地理的な理由で知財総合支援窓口に来訪することが困難な場合。
- ② 中小企業等の業務時間の関係で知財総合支援窓口に来訪することが困難な場合。
- ③ 複数の相談者がいるため知財総合支援窓口に来訪することが困難な場合。
- ④ 機械設備等を直接確認する必要がある場合。
- ⑤ 緊急に対応する必要がある場合。
 - ・特許庁から応答期限が設定されている
 - ・権利侵害の可能性がある
 - ・権利侵害で警告を受けている
 - ・日本国以外の国へ特許出願等を予定している
- ⑥ その他、直接訪問指導する必要があると判断した場合。

代表的な継続支援例

- 第1回：事業内容・取り組み等の確認(ヒアリング)
- 第2回：知財を用いて解決できる課題の分析、具体的な内容の確認
- 第3回：課題に対する解決策(発明)の追求・発掘・展開についての議論・助言
- 第4回：必要に応じて、特許請求の範囲についての検討・議論・助言
- 第5回：必要に応じて、明細書作成についての検討・議論・助言(完了)

知財専門家の派遣

実施前に、相談担当者がお伺いし、課題や相談内容を整理させていただきます。

訪問する知財専門家は、課題の内容に応じて弁理士、弁護士、中小企業診断士など、適切な専門家を選定します。

訪問回数は課題に応じ5回を上限とし、企業のご負担はございません。

お問い合わせ先

知財総合支援窓口(沖縄)

検索

知財総合支援窓口
(一般社団法人沖縄県発明協会)

〒904-2234

沖縄県うるま市字州崎12-2

沖縄県工業技術センター内

mail: jiii47@okinawa-jiii.jp

URL: <http://www.okinawa-jiii.jp>

電話 098-921-2666 FAX 098-921-2672